

機 械 設 備 積 算 基 準

(対 比 表)

令和2年度版

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

機 械 設 備 積 算 基 準

※ 以下の工種のうち、改定が有る工種について、対比表を添付する。

工 種 名	改定の有無	
	有り	無し
第I編 機械設備工事積算基準		
第1章 一般共通	○	
第2章 水門設備		○
第1 河川用水門設備		○
第2 ダム用水門設備		○
第3章 ゴム引布製起伏堰ゲート設備		○
第4章 揚排水ポンプ設備		○
第1 揚排水ポンプ設備		○
第2 コラム形水中ポンプ設備		○
第3 除塵設備		○
第5章 ダム施工機械設備		○
第6章 トンネル換気設備		○
第1 ジェットファン設備		○
第2 送風機設備		○
第7章 トンネル非常用施設		○
第8章 消融雪設備		○
第9章 道路排水設備		○
第10章 共同溝付帯設備		○
第11章 駐車場設備		○
第1 自走式駐車場設備		○
第2 機械式駐車場設備		○
第12章 車両重量計設備		○
第13章 車両計測設備		○
第14章 道路用昇降設備		○
第15章 ダム管理設備		○

工 種 名	改定の有無	
	有り	無し
第16章 遠方監視操作制御設備		○
第17章 河川浄化設備		○
第18章 鋼製付属設備		○
第19章 塗 装		○
工 種 名		
		改定の有無
		有り 無し
第II編 機械設備点検・整備積算基準	有り	無し
第1章 一般共通	○	
第2章 水門設備		○
第3章 揚排水ポンプ設備		○
第1 揚排水ポンプ設備		○
第2 コラム形水中ポンプ設備		○
第4章 トンネル換気設備・非常用施設		○
第5章 道路排水設備		○
第6章 消融雪設備		○
工 種 名		
		改定の有無
		有り 無し
第III編 機械設備設計業務委託積算基準	有り	無し
第1章 一般共通		○
第2章 水門設備		○
第3章 揚排水ポンプ設備		○
第4章 ダム施工機械設備		○
第5章 トンネル換気設備・非常用施設		○
第6章 消融雪設備		○

工 種 名	改定の有無	
	有り	無し
第7章 道路排水設備		○
第8章 共同溝付帯設備		○
第9章 遠方監視操作制御設備		○
工 種 名		
		改定の有無
		有り 無し

第 I 編 機械設備工事積算基準

第1章 一般共通

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 一般共通</p> <p>第1 目的 この積算基準は、公共工事に係る土木機械設備の製作据付工事の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>第2 適用範囲 この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。</p> <p>第3 請負工事費の構成 請負工事費の構成は、次のとおりとする。</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[請負工事費] --- B[工事価格] A --- C[消費税等相当額] B --- D[工事原価] B --- E[一般管理費等] D --- F[製作原価] D --- G[設計技術費] </pre> </div> <p>1 製作原価</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[製作原価] --- B[直接製作費] A --- C[間接製作費] B --- D[材料費] B --- E[機器単体費] B --- F[労務費] B --- G[塗装費] B --- H[直接経費] C --- I[間接労務費] C --- J[工場管理費] B --- K[純製作費] C --- K </pre> </div> <p>2 据付工事原価</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[据付工事原価] --- B[直接工事費] A --- C[間接工事費] B --- D[輸送費] B --- E[材料費] B --- F[労務費] B --- G[塗装費] B --- H[直接経費] B --- I[仮設費] C --- J[共通仮設費] C --- K[現場管理費] C --- L[据付間接費] B --- M[純工事費] C --- M </pre> </div>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>第4 請負工事費の費目 工事費の費目 1 製作原価 製作原価の費目は、次のとおりとする。 1-1 直接製作費 (1) 材料費 製作に当って、直接及び補助的に使用される材料の費用である。 (イ) 直接材料費 設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され原則としてその製品の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用 (ロ) 補助材料費 設備の構成要素である製品の製作に関して、補助的に消費され、製作過程において多くは消滅し、原則として製品の基本的実体となって再現されない材料の費用 (2) 機器単体費 設備の構成要素である製品の製作に当って、そのまま組込むことが出来る機器、又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。 (3) 労務費 設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業員に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額からなる。 なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接従事する作業員に対して支払われる賃金は、労務費に含まれる。 (4) 塗装費 工場において行う製品の塗装に要する費用である。 (5) 直接経費 設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。 (イ) 木型費 木型費が鑄放し単価に含まれていない場合の木型に要する費用 (ロ) 試運転費 特に必要と認められる試運転に要する費用 (ハ) 特別経費 特に必要があると認められる模型実験費、特許使用料等に要する費用</p> <p>1-2 間接製作費 工場（据付工事部門等を除く）の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用（システム設計費用を除く）である。 なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。 (1) 間接労務費 (イ) 間接工・工場管理業務者の給与手当等 工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等 (ロ) 製造設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等 製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等 (2) 工場管理費 (イ) 消耗工具備品費 消耗工具、備品等の費用 (ロ) 工場消耗品費 消耗品等の費用 (ハ) 事務用品費</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(二) 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(ホ) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(ヘ) 会議費 会議に要する費用</p> <p>(ト) 交際費 来客等の応対に要する費用</p> <p>(チ) 法定福利費 従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等に要する費用</p> <p>(リ) 福利厚生費 工場の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(ヌ) 動力用水光熱費 工場における電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用</p> <p>(ル) 印刷製本費 工場における資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用</p> <p>(ヲ) 試験試作費 製品、材料、機械等の検査料及び製品開発、研究、設計、試作等に要する費用</p> <p>(ワ) 教育訓練費 工場における技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用</p> <p>(カ) 地代家賃 工場の土地、建物等の借地借家料に要する費用</p> <p>(ヨ) 保険料 工場の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用</p> <p>(タ) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>(レ) 減価償却費 工場の有形固定資産、無形固定資産、繰延資産等の減価償却額</p> <p>(ソ) 製作外注経費 製品の加工・塗装等を専門業者等に外注する場合に必要となる費用</p> <p>(ツ) 工場内運搬費 製品の工場内運搬等に要する費用、製品の輸送に伴う荷造り費</p> <p>(ネ) 雑費 (イ) から (ツ) までに属さない諸費用</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>2 据付工事原価 据付工事原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費 製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。</p> <p>(2) 材料費 工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p>(イ) 直接材料費 直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用</p> <p>(ロ) 補助材料費 補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となつて再現されない材料の費用</p> <p>(3) 労務費 工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。</p> <p>(4) 塗装費 据付時に行う設備の塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。</p> <p>(イ) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料</p> <p>(ロ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料</p> <p>(ハ) 機械経費 工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額</p> <p>(ニ) 試運転経費等 特に必要と認められる総合試運転等に要する費用</p> <p>(ホ) 特別経費 特に必要があると認められる費用</p> <p>(6) 仮設費 工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用</p> <p>2-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費 共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 運搬費 a 機械器具の運搬等に要する費用 b 現場内における機材の運搬に要する費用</p> <p>(ロ) 準備費 a 工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用 b 調査、測量、丁張等に要する費用 c 伐開、整地及び除草に要する費用</p> <p>(ハ) 事業損失防止施設費 工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用</p> <p>(ニ) 安全費 a 安全施設等に要する費用 b 安全管理等に要する費用</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>c a から b に掲げるものの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(ホ) 役務費</p> <p>a 土地の借上げに要する費用</p> <p>b 電力、用水等の基本料</p> <p>c 電力設備用工事負担金</p> <p>(ヘ) 技術管理費</p> <p>a 品質管理のための試験等に要する費用</p> <p>b 出来形管理のための測量等に要する費用</p> <p>c 工程管理のための資料の作成に要する費用</p> <p>d 完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子納品等に要する費用</p> <p>e a から d にまで掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用</p> <p>(ト) 営繕費</p> <p>a 現場事務所、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用</p> <p>b 労働者宿舎の営繕に要する費用又は労働者の宿泊に要する費用</p> <p>c 労働者の輸送に要する費用</p> <p>d 営繕費に係る敷地の借上げ費用</p> <p>(2) 現場管理費 工事を施工するに当たり、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。</p> <p>(イ) 労務管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る次の費用</p> <p>a 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）</p> <p>b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>c 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用</p> <p>d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>e 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(ロ) 事務員給料手当等 現地採用の事務員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当等）及び賞与</p> <p>(ハ) 退職金 現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ニ) 事務用品費 現地における事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ホ) 通信交通費 現地における通信費、交通費及び旅費</p> <p>(ヘ) 交際費 現場への来客等の対応に要する費用</p> <p>(ト) 法定福利費 現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p> <p>(チ) 福利厚生費 現地採用の事務員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(リ) 安全訓練等に要する費用 現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>(ヌ) 保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p> <p>(ル) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(フ) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p> <p>(ワ) 据付外注経費 据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費</p> <p>(カ) 工事登録費 工事実績の登録等に要する費用</p> <p>(ヨ) 雑費 (イ) から (カ) までに属さない諸費用</p> <p>(3) 据付間接費 据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。</p> <p>(イ) 間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等 据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員（現場代理人を含む）に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額並びに機械設備据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ロ) 事務用品費 据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ハ) 交通通信費 据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費</p> <p>(ニ) 会議費 据付工事部門等の会議に要する費用</p> <p>(ホ) 交際費 据付工事部門等の来客等の応対に要する費用</p> <p>(ヘ) 法定福利費 据付工事部門等の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(ト) 福利厚生費 据付工事部門等の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(チ) 動力用水光熱費 据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用</p> <p>(リ) 印刷製本費 据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用</p> <p>(ヌ) 教育訓練費 据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用</p> <p>(ル) 地代家賃 据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用</p> <p>(ヲ) 保険料 据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用</p> <p>(ワ) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>(カ) 雑費 (イ) から (ワ) までに属さない諸費用</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考												
<p>3 設計技術費</p> <p>(イ) システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等 製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>(ロ) システム設計に係る管理費等 システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品費、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。</p> <p>(ハ) 設計技術費（システム設計に係る費用）と、製作原価における間接労務費及び工場管理費で計上する製造（製作）設計に係る費用の区分は次表のとおりとする。</p>	<p>現行のとおり</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 520 284 877"></th> <th data-bbox="284 520 813 877">システム設計に係る費用</th> <th data-bbox="813 520 1397 877">製造（製作）設計に係る費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 877 284 1178">設計計算書</td> <td data-bbox="284 877 813 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・発注設計図書の確認 ・最適設計、細部計画等の立案 ・設計計算書の作成（開閉荷重等） ・実施仕様書、全体取扱説明書の作成 ・設計に関する打合せ資料の作成 ・機器単体品の注文仕様書の作成 ・他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成 </td> <td data-bbox="813 877 1397 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・確定仕様に基づく製作品の設計及び検討 ・製作品の強度計算書等の作成 ・製作品の詳細数量表の作成 ・製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成 ・鋳鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1178 284 1266">設計図面関係</td> <td data-bbox="284 1178 813 1266"> <ul style="list-style-type: none"> ・工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等） ・フローシート ・システムシーケンス図の作成 ・機器単体品の注文図面の作成 ・据付工事図面（基礎図、配管配線図等） ・他工事（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成 </td> <td data-bbox="813 1178 1397 1266"> <ul style="list-style-type: none"> ・工場で作成するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面） ・製作品に組込む部品等の注文図書の作成 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1266 284 1266"></td> <td data-bbox="284 1266 813 1266">設計技術費で計上</td> <td data-bbox="813 1266 1397 1266">間接労務費・工場管理費で計上</td> </tr> </tbody> </table>		システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用	設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・発注設計図書の確認 ・最適設計、細部計画等の立案 ・設計計算書の作成（開閉荷重等） ・実施仕様書、全体取扱説明書の作成 ・設計に関する打合せ資料の作成 ・機器単体品の注文仕様書の作成 ・他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定仕様に基づく製作品の設計及び検討 ・製作品の強度計算書等の作成 ・製作品の詳細数量表の作成 ・製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成 ・鋳鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成 	設計図面関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等） ・フローシート ・システムシーケンス図の作成 ・機器単体品の注文図面の作成 ・据付工事図面（基礎図、配管配線図等） ・他工事（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場で作成するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面） ・製作品に組込む部品等の注文図書の作成 		設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上		
	システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用												
設計計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・発注設計図書の確認 ・最適設計、細部計画等の立案 ・設計計算書の作成（開閉荷重等） ・実施仕様書、全体取扱説明書の作成 ・設計に関する打合せ資料の作成 ・機器単体品の注文仕様書の作成 ・他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定仕様に基づく製作品の設計及び検討 ・製作品の強度計算書等の作成 ・製作品の詳細数量表の作成 ・製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成 ・鋳鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成 												
設計図面関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等） ・フローシート ・システムシーケンス図の作成 ・機器単体品の注文図面の作成 ・据付工事図面（基礎図、配管配線図等） ・他工事（土木・建築等）との取合確認等に必要図面の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場で作成するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面） ・製作品に組込む部品等の注文図書の作成 												
	設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上												
<p>4 一般管理費等</p> <p>一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般管理費</p> <p>施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。</p> <p>(イ) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）</p> <p>(ロ) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(ハ) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(ニ) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(ホ) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(ヘ) 通信交通費 通信、交通費及び旅費</p>														

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(ト) 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用</p> <p>(チ) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(リ) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>(ヌ) 動力・用水光熱費 電力、水道、ガス、薪炭等の費用</p> <p>(ル) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(ヲ) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(ワ) 寄付金</p> <p>(カ) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(ヨ) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(タ) 地代家賃 事務所、寮・社宅等の借地借家料</p> <p>(レ) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(ソ) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(ツ) 減価償却費 建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額</p> <p>(ネ) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(ナ) 雑 費 電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p>(2) 付加利益 施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。</p> <p>(イ) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(ロ) 株主配当金</p> <p>(ハ) 役員賞与（損金算入分を除く）</p> <p>(ニ) 内部留保金</p> <p>(ホ) 支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>5 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。</p> <p>第5 請負工事費の積算</p> <p>1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのローブ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。</p> <p>(ハ) 単価は、次のとおりとする。</p> <p>a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料割増率) - (スクラップ単価×材料割増率×0.7)」により算定するものとする。</p> <p>b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。</p> <p>c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。</p> <p>d スクラップ単価は原則として、表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を適用する。</p> <p>e 鋳造品のベース価格は、鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。</p> <p>f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。 ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。</p> <p>(2) 機器単体費</p> <p>1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p> <p>2) 所要量の算定は積上げによるものとする。</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。</p> <p>2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。 ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p>1-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接労務費</p> <p>1) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額) × (間接労務費率) とする。</p> <p>2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。</p> <p>3) 間接労務費率は、表-1・3によるものとする。</p> <p>4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>(2) 工場管理費</p> <p>1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額) × (工場管理費率) とする。</p> <p>2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>3) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。</p> <p>4) 工場管理費率は、表-1・4によるものとする。</p> <p>5) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>2 据付工事原価 据付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費</p> <p>1) 輸送費の積算は、表-1・5による。 なお、これにより難しい場合は別途積み上げる。</p> <p>2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。</p> <p>3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p> <p>(2) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 (直接材料の内訳) 据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。</p> <p>2) 工数は各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</p> <p>4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。</p> <p>5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。</p> <p>(イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項)に定められた地域)における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。</p> <p>(4) 塗装費</p> <p>1) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。 ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。</p> <p>3) ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。 なお、機械経費は「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。</p> <p>2) 機械経費として計上するラフテレーンクレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「建設機械等賃料積算基準」によることを標準とする。</p> <p>(6) 仮設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																												
<p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。 また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p> <p>a 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 b その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 (イ) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額) × (共通仮設費率) + (積上げによる費用)とする。 (ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。 (ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。 (ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。 (ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。 (ヘ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。 (ト) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。 地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 2. 施工地域区分は以下のとおりとする。 ・市街地： 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。 c その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	<p>現行のとおり</p>	
適用条件			補正係数			適用優先																								
施工地域区分	工種区分	対象																												
一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																										
一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																										
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																										
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																										

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>1) 運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>a 建設機械の自走による運搬（油圧伸縮ジブ型80t以上は、積み上げるものとする。）</p> <p>b 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む。）</p> <p>c 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。</p> <p>d トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>e 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用</p> <p>f 機材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>(ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。</p> <p>a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>b 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）を除く。）</p> <p>d 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型80t吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型35t吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料</p> <p>e 上記以外の質量20t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料</p> <p>f その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>g 上記（イ）及び（ロ）a～fにおける自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）</p> <p>2) 準備費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p> <p>a 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用</p> <p>b 完成時の後片付け費用</p> <p>(ロ) 据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>(ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特記仕様書に明示し積上げ積算するものとする。</p> <p>3) 事業損失防止施設費 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>4) 安全費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>b 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>c 安全用品等の費用</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>d 安全委員会等に要する費用</p> <p>e 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>(ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>c 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>d 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>e 粉塵作業の予防に要する費用</p> <p>f 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>g 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）</p> <p>h バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美装化に要する費用</p> <p>i その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>5) 役務費</p> <p>現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>a 土地の借上げ等に要する費用</p> <p>b 電力、用水等の基本料</p> <p>c 電力設備用工事負担金</p> <p>6) 技術管理費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>a 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用</p> <p>b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用</p> <p>c 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用</p> <p>d 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>e 据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>f 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用</p> <p>g 据付けにおける完成図書等の作成に要する費用</p> <p>h 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>i 据付けにおける施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>j 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>k 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）</p> <p>(ロ) 積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a マイクロフィルム等の作成に要する費用</p> <p>b 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>c 施工実態調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <p>調査に要する費用とし、その費用については、設計技術費のみ非対象とする。</p> <p>d その他、現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>e 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p> <p>7) 営繕費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。</p> <p>a 現場事務所等の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>b 労働者宿舎の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用</p> <p>c 倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>d 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用</p> <p>e 労働者の輸送に要する費用</p> <p>(ロ) 積上げ積算による営繕費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																												
<p>なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 監督員詰所の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>b 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用</p> <p>c 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用</p> <p>d 工事施工上、特別に必要な営繕等に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>1) 現場管理費の積算は、(現場管理費対象額) × (現場管理費率) とする。</p> <p>2) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。</p> <p>3) 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。</p> <p>4) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。</p> <p>5) 現場管理費率は、表-1・7によるものとする。</p> <p>6) 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>・市街地： 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>c その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	<p>現行のとおり</p>	
適用条件			補正係数			適用優先																								
施工地域区分	工種区分	対象																												
一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																										
一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																										
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																										
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																										

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(3) 据付間接費</p> <p>1) 据付間接費の積算は、(据付間接費対象額) × (据付間接費率) とする。</p> <p>2) 据付間接費対象額とは、直接工事費中の労務費のうち「機械設備据付工労務費」のみを対象とする。 なお、機械設備据付工労務費は積雪寒冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。</p> <p>3) 据付間接費率は、表-1・8によるものとする。</p> <p>4) 複数工種を一括発注する場合の据付間接費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大きい方の工種区分をいう。 また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。</p> <p>3 設計技術費</p> <p>(1) 設計技術費の積算は、(設計技術費対象額) × (設計技術費率) とする。</p> <p>(2) 設計技術費対象額は、「製作原価」「据付工事原価」の合計額とする。</p> <p>(3) 標準設計技術費率は、表-1・9によるものとする。</p> <p>(4) 詳細設計付き施工発注方式の場合も、表-1・9の標準設計技術費率によるものとする。</p> <p>(5) 複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大きい方の工種区分をいう。 また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。</p> <p>4 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等の積算は、(工事原価) × (一般管理費等率) とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 $\text{一般管理費等率} = (\text{標準一般管理費等率}) \times (\text{前払金支出割合補正係数}) \times (\text{機器単体費補正係数})$</p> <p>1) 標準一般管理費等率は、表-1・10によるものとする。</p> <p>2) 前払金支出割合補正係数は、表-1・11による。</p> <p>3) 機器単体費補正係数は、表-1・12による。</p> <p>4) 契約保証に係る費用は、別途積算する。</p> <p>5 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>6 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。</p> <p>7 支給品の取扱い</p> <p>(1) 支給品とは設備の製作、据付けに際して別途契約により取得した直接材料、電力、機器単体品、製作品等を受注者に支給するものをいう。</p> <p>(2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>1) 直接材料、電力(ダム関係を除く)は、全額を現場管理費算定の対象とする。</p> <p>2) 機器単体品費及び製作品等は、現場管理費算定の対象としない。</p> <p>(3) 支給品は一般管理費等の算定の対象としない。</p> <p>8 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む)</p> <p>2) 上下水道料金</p> <p>3) 有料道路利用料</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定	備 考
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合		
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現行のとおり	
現場管理費				
一般管理費等				
(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。 3. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。				

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定	備 考
9 間接労務費、工場管理費の項目別対象表				現行のとおり	
項	目	間接労務費	工場管理費		
材	料 費	×	×		
機	器 単 体 費	×	×		
労	務 費	○	○		
塗	装 費	×	○		
直	接 経 費	×	○		
輸	送 費	×	×		
間 接 製 作 費	間 接 労 務 費	—	○		
	工 場 管 理 費	×	—		
支 給 品 費	直 接 材 料 費	×	×		
	電 力	×	×		
	機 器 単 体 品	×	×		
	製 作 品	×	×		
○：対象とする ×：対象としない					
10 共通仮設費、現場管理費の項目別対象表					
項	目	共通仮設費	現場管理費		
輸	送 費	○	○		
材	料 費	○	○		
労	務 費	○	○		
塗	装 費	○	○		
直	接 経 費	○	○		
仮	設 費	○	○		
間 接 工 事 費	共 通 仮 設 費	—	○		
	事 業 損 失 防 止 施 設 費	○	○		
	据 付 間 接 費	—	×		
	現 場 管 理 費	—	—		
支 給 品 費	直 接 材 料	○	○		
	電 力	○*1	○*1		
	機 器 単 体 品	×	×		
	製 作 品	×	×		
無償貸付評価額		○	○		
○：対象とする ×：対象としない *1：ダム関係は除く					

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定	備 考	
11 設計技術費、一般管理費等の項目別対象表						
項 目		設計技術費	一般管理費等			
製作原価	材 料 費	○	○			
	機 器 単 体 費	○	○*2			
	労 務 費	○	○			
	塗 装 費	○	○			
	直 接 経 費	○	○			
	間 接 製作費	間接労務費	○	○		
		工場管理費	○	○		
据付工事原価	輸 送 費	○	○			
	材 料 費	○	○			
	労 務 費	○	○			
	塗 装 費	○	○			
	直 接 経 費	○	○			
	仮 設 費	○	○			
	間 接 工事費	共通仮設費	○	○		
		据付間接費	○	○		
		現場管理費	○	○		
無償貸付機械等評価額		×	×			
設 計 技 術 費		—	○			
支給品費	直 接 材 料	○	×			
	電 力	×	×			
	機 器 単 体 品	×	×			
	製 作 品	×	×			
○：対象とする ×：対象としない *2：補正あり						
				現行のとおり		

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定	備 考
表-1・1 材料割増率 (%)				
材 料 名	割増率	備 考		
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	12			
ステンレス鋼板	12			
銅板	25			
形鋼・平鋼 ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	10			
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	20	鉄筋・PC鋼線は含まない	現行のとおり	
鋼管、銅管などの管材	10			
炭素鋼	15	ポンプ主軸に適用		
鑄鉄	20			
〃	10	ポンプケーシング吸吐出管に適用		
鑄鋼	30			
〃	20	ポンプ羽根車に適用		
ステンレス鑄鋼	20	ポンプ羽根車に適用		
銅合金鑄物	40			
〃	20	ポンプ羽根車に適用		
鍛鋼	30			
アルミニウム合金鑄物	20	換気設備のファンロータに適用		
アルミニウム合金板材	12			
アルミニウム合金型材・管材	10			
(注) ステンレス鋼板で、中・大形水門、堰及びダム用水門設備等の戸当り金物のように機械加工を伴う場合の材料割増率は、25%とする。				

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行		改 定	備 考
表-1・2 スクラップの該当品目			
材 料 名	スクラップの該当品目		
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	へビーH1		
ステンレス鋼板・銅板 ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	ステンレス鋼板：ステンレス新断 銅板：銅くず（並）		
形 鋼 ・ 平 鋼	へビーH1		
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	普通棒鋼・丸鋼：鋼ダライ粉A ステンレス鋼棒・丸鋼：ステンレス新断	現行のとおり	
鋼管、銅管などの管材	鋼管：へビーH1 銅管：銅くず（並）		
鑄 鉄	銑ダライ粉A		
鑄 鋼	鋼ダライ粉A		
銅合金鑄物	黄、青銅くず 鑄物（並）		
鍛 鋼	鋼ダライ粉A		
アルミニウム合金鑄物	アルミくず 機械鑄物		
(注) 表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。			
表-1・3 間接労務費率 (%)			
工 種 区 分	間接労務費率	備 考	
水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備	75	水門設備のうち小形水門設備は 除く	
小形水門設備、消融雪設備、 鋼製付属設備	60		
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	90		
表-1・4 工場管理費率 (%)			
工 種 区 分	工場管理費率	備 考	
水門設備、除塵設備、 ダム施工機械設備	20	水門設備のうち小形水門設備は 除く	
小形水門設備、消融雪設備、 鋼製付属設備	25		
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	35		

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定				備 考
表-1・5 新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）				表-1・5 新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）				
区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義	区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義	
河川用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラーゲート	($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (58.8x + 155) \times D + 51,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数	小形水門	プレートガーダ構造 ローラーゲート	$y = (17.2x + 42) \times D + 212,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		プレートガーダ構造 スライドゲート	($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (26.5x + 70) \times D + 116,000$			プレートガーダ構造 スライドゲート		
	中・大形水門	プレートガーダ構造 ローラーゲート	($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (44.9x + 337) \times D + 51,000$		中・大形水門	プレートガーダ構造 ローラーゲート	($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (17.8x + 146) \times D + 212,000$	
		プレートガーダ構造 角落しゲート	($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (20.2x + 152) \times D + 116,000$			プレートガーダ構造 角落しゲート	($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$	
	水門、堰	シェル構造ローラ ゲート	($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (135x - 1,594) \times D + 51,000$		水門、堰	シェル構造ローラ ゲート	($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (135x - 1,594) \times D + 51,000$	
			($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (60.9x - 717) \times D + 116,000$				($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (60.9x - 717) \times D + 116,000$	
起伏堰	起伏ゲート	「小形水門10(m ² /門)未満」及び「中・大形水門、堰10(m ² /門)以上」に準ずる。	起伏堰	起伏ゲート	$y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$			
ダム用 水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	$y = (30.7x - 242) \times D + 1,226,000$	放流設備	三方水密ラジアルゲート	$y = (30.7x - 242) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数	
		四方水密ラジアルゲート	$y = (252x - 643) \times D + 1,226,000$		四方水密ラジアルゲート	$y = (252x - 643) \times D + 1,226,000$		
	制水設備	四方水密ローラゲート	$y = (105x + 694) \times D + 1,226,000$	制水設備	四方水密ローラゲート	$y = (105x + 694) \times D + 1,226,000$		
		四方水密スライドゲート	$y = (55.8x + 797) \times D + 1,226,000$		四方水密スライドゲート	$y = (55.8x + 797) \times D + 1,226,000$		
	放流管	大容量放流管	$y = (12.4x - 811) \times D + 1,226,000$	放流管	大容量放流管	$y = (12.4x - 811) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m ³] ×条数	
		大容量放流管 (整流板のみ)	$y = (6.17x - 170) \times D + 1,226,000$	大容量放流管 (整流板のみ)	$y = (6.17x - 170) \times D + 1,226,000$	面積[m ²] ×面数		
		小容量放流管	$y = (7.42x + 28) \times D + 1,226,000$	小容量放流管	$y = (7.42x + 28) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m ³] ×条数		
	取水設備	直線多段ゲート	$y = (55.5x + 922) \times D + 1,226,000$	取水設備	直線多段ゲート	$y = (55.5x + 922) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数	
		円形多段ゲート	$y = (112x - 132) \times D + 1,226,000$	円形多段ゲート	$y = (112x - 132) \times D + 1,226,000$	体積[m ³] ×門数		
	小容量放流設備用ゲート ・バルブ		$y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲： $x \geq 700$)	小容量放流設備用ゲート ・バルブ		$y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲： $x \geq 700$)
ゴム引布製起伏ゲート設備		($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 5) \times D + 116,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数	ゴム引布製起伏ゲート設備		($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 5) \times D + 116,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数	
揚排水ポンプ 設備	固定機場	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m ³ /min]×台数	揚排水ポンプ 設備	固定機場	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m ³ /min]×台数	
	水中ポンプ (φ400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$		水中ポンプ (φ400以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$			
	水中ポンプ (φ400未満)	「道路排水設備」に準ずる。		水中ポンプ (φ400未満)	「道路排水設備」に準ずる。			
	除塵設備	$y = 52.0x \times D + 145,000$	対象設備質量[t]	揚排水ポンプ 設備	除塵設備	$y = 53.4x \times D + 216,000$	対象設備質量[t]	

(つづく)

(つづく)

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行				改 定				備 考
(つづき)				(つづき)				
区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義	区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義	
ダム施工機械設備		$y=26.6x \times D+1,226,000$	対象設備質量[t]	ダム施工機械設備		$y=26.6x \times D+1,226,000$	対象設備質量[t]	
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	$y=(0.16x-132) \times D+124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲： $x \geq 1000$)	トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	$y=(0.16x-132) \times D+124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲： $x \geq 1000$)	
トンネル非常用施設	消火設備	$y=73.9x \times D+170,000$	対象設備質量[t]	トンネル非常用施設	消火設備	$y=73.9x \times D+170,000$	対象設備質量[t]	
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	$y=71.5x+25,000$	散・送水管の延長[m]	消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	$y=71.5x+25,000$	散・送水管の延長[m]	
	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)	$y=348x+73,000$	ケーシング管+ストレーナ+揚水管の延長[m]		消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)	$y=348x+73,000$	ケーシング管+ストレーナ+揚水管の延長[m]	
	融雪設備	$y=337x+24,000$	融雪面積[m ²]		融雪設備	$y=337x+24,000$	融雪面積[m ²]	
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)		$y=(0.85x+44) \times D+103,000$	ポンプ口径 [mm]×台数	道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)		$y=(0.85x+44) \times D+103,000$	ポンプ口径 [mm]×台数	
共同溝付帯設備		$y=215x \times D+69,000$	対象設備質量[t]	共同溝付帯設備		$y=215x \times D+69,000$	対象設備質量[t]	
駐車場設備		$y=30.6x \times D+180,000$	対象設備質量[t]	駐車場設備		$y=30.6x \times D+180,000$	対象設備質量[t]	
車両重量計設備	重量計	($x \times D < 1,500$ の場合) $y=83.9x \times D+51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y=37.8x \times D+116,000$	対象設備質量[t]	車両重量計設備	重量計	($x \times D < 1,500$ の場合) $y=83.9x \times D+51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y=37.8x \times D+116,000$	対象設備質量[t]	
	軸重計	$y=75.1x \times D+140,000$	対象設備質量[t]		軸重計	$y=75.1x \times D+140,000$	対象設備質量[t]	
道路用昇降設備		$y=88.2x \times D+130,000$	対象設備質量[t]	道路用昇降設備		$y=88.2x \times D+130,000$	対象設備質量[t]	
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。		ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。		
	流木止設備	$y=52.9x \times D+199,000$	対象設備質量[t]		流木止設備	$y=52.9x \times D+199,000$	対象設備質量[t]	
	係船設備				係船設備			
遠方監視操作制御設備		$y=89.9x \times D+98,000$	対象設備質量[t]	遠方監視操作制御設備		$y=89.9x \times D+98,000$	対象設備質量[t]	
鋼製付属設備		$y=33.6x \times D+46,000$	対象設備質量[t]	鋼製付属設備		$y=38.3x \times D+81,000$	対象設備質量[t]	

(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。なお、輸送費[円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。
 2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
 3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
 4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
 5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。なお、輸送費[円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。
 2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
 3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
 4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
 5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行		改 定			備 考	
表-1・6 共通仮設費率						
工種区分	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
			A	b		
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	19.81	240.90	-0.1675	8.41	現行のとおり	
揚排水ポンプ設備（新設）、除塵設備	17.80	212.61	-0.1663	7.60		
工種区分	対象額	300万円以下	300万円を超え1億円以下			1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。
			A	b		
揚排水ポンプ設備（維持修繕）	25.92	8679.61	-0.3898	6.61		
工種区分	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下			2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。
			A	b		
道路付帯設備	24.01	762.79	-0.2319	9.07		
(1) 算定式 $K_r = A \cdot P^b$ ただし K_r : 共通仮設費率 (%) P : 対象額 (円) $A \cdot b$: 変数値 (注) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。						

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																																																						
表-1・7 現場管理費率																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">対象額</th> <th style="width:20%;">300万円以下</th> <th style="width:20%;">300万円を超え5億円以下</th> <th style="width:20%;">5億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center;">工種区分</td> <td rowspan="2" style="text-align:center;">下記の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">A</td> <td style="text-align:center;">b</td> </tr> <tr> <td>水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備</td> <td style="text-align:center;">21.30</td> <td style="text-align:center;">47.16</td> <td style="text-align:center;">-0.0533</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備、除塵設備</td> <td style="text-align:center;">23.83</td> <td style="text-align:center;">105.57</td> <td style="text-align:center;">-0.0998</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		A	b	水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0533	揚排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	105.57	-0.0998	<p>現行のとおり</p>																																					
対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの																																																					
工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																						
		A	b																																																					
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0533																																																					
揚排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	105.57	-0.0998																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">対象額</th> <th style="width:20%;">300万円以下</th> <th style="width:20%;">300万円を超え2億円以下</th> <th style="width:20%;">2億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center;">工種区分</td> <td rowspan="2" style="text-align:center;">下記の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">A</td> <td style="text-align:center;">b</td> </tr> <tr> <td>道路付帯設備</td> <td style="text-align:center;">21.78</td> <td style="text-align:center;">59.51</td> <td style="text-align:center;">-0.0674</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		A	b	道路付帯設備	21.78	59.51	-0.0674																																										
対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下	2億円を超えるもの																																																					
工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																						
		A	b																																																					
道路付帯設備	21.78	59.51	-0.0674																																																					
<p>(2) 算定式</p> $J_o = A \cdot P^b$ <p>ただし J_o : 現場管理費率 (%) P : 対象額 (円) A・b : 変数値</p> <p>(注) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>																																																								
表-1・8 据付間接費率 (%)																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">工 種 区 分</th> <th style="width:30%;">据付間接費率</th> <th style="width:40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align:center;">水門設備</td> <td rowspan="2" style="text-align:center;">水門等</td> <td style="text-align:center;">新設</td> <td style="text-align:center;">130</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">維持修繕</td> <td style="text-align:center;">140</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center;">小形水門設備</td> <td style="text-align:center;">新設</td> <td style="text-align:center;">80</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">維持修繕</td> <td style="text-align:center;">90</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td style="text-align:center;">90</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">揚排水ポンプ設備</td> <td style="text-align:center;">140</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">除塵設備</td> <td style="text-align:center;">110</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">ダム施工機械設備</td> <td style="text-align:center;">110</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備</td> <td style="text-align:center;">110</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">道路排水設備・共同溝付帯設備</td> <td style="text-align:center;">90</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">ダム管理設備(流木止設備以外)</td> <td style="text-align:center;">130</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">ダム管理設備(流木止設備)</td> <td style="text-align:center;">80</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">鋼製付属設備</td> <td style="text-align:center;">65</td> <td style="text-align:center;">単独工事に適用</td> </tr> </tbody> </table>			工 種 区 分	据付間接費率	備 考	水門設備	水門等	新設	130		維持修繕	140		小形水門設備	新設	80		維持修繕	90		ゴム引布製起伏ゲート設備		90		揚排水ポンプ設備		140		除塵設備		110		ダム施工機械設備		110		トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備		110		道路排水設備・共同溝付帯設備		90		ダム管理設備(流木止設備以外)		130		ダム管理設備(流木止設備)		80		鋼製付属設備		65	単独工事に適用
工 種 区 分	据付間接費率	備 考																																																						
水門設備	水門等	新設	130																																																					
		維持修繕	140																																																					
	小形水門設備	新設	80																																																					
		維持修繕	90																																																					
ゴム引布製起伏ゲート設備		90																																																						
揚排水ポンプ設備		140																																																						
除塵設備		110																																																						
ダム施工機械設備		110																																																						
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備		110																																																						
道路排水設備・共同溝付帯設備		90																																																						
ダム管理設備(流木止設備以外)		130																																																						
ダム管理設備(流木止設備)		80																																																						
鋼製付属設備		65	単独工事に適用																																																					

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行		改 定			備 考
表-1・9 標準設計技術費率					
工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			A	b	
水門設備（小形水門設備除く）	3.32	23.589	-0.1217	1.89	現行のとおり
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96	
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07	
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07	
トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23	
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953	1.24	
工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			A	b	
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52	
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78	
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72	
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21	
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88	
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54	
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953	1.24	
<p>(3) 算定式 $S_e = A \cdot P^b$ ただし S_e : 標準設計技術費率 (%) P : 対象額 (円) A・b : 変数値 (注) S_eの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>					

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																												
<p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">対 象 額</th> <th style="width:80%;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">21.78 %</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td> $G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円) </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">11.78 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G_1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1・11 前払金支出割合補正係数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">前払金支出割合 区 分</th> <th style="width:10%;">0%から 5%以下</th> <th style="width:10%;">5%を超え 15%以下</th> <th style="width:10%;">15%を超え 25%以下</th> <th style="width:10%;">25%を超え 35%以下</th> <th style="width:10%;">35%を超え 40%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) なお、各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。</p> <p style="text-align: center;">表-1・12 機器単体費補正係数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $R = 1 - \frac{K}{1.25}$ <p>ただし、R : 機器単体費補正係数 (小数) K : 工事原価に占める機器単体費の比率 (小数)</p> </div> <p>(注) R及びKは、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	対 象 額	標準一般管理費等率	500万円以下	21.78 %	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)	30億円を超えるもの	11.78 %	前払金支出割合 区 分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">対 象 額</th> <th style="width:80%;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center; color: red;">27.00 %</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td> $G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし、G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円) </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center; color: red;">18.76 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G_1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">現行のとおり</p>	対 象 額	標準一般管理費等率	500万円以下	27.00 %	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)	30億円を超えるもの	18.76 %	
対 象 額	標準一般管理費等率																													
500万円以下	21.78 %																													
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)																													
30億円を超えるもの	11.78 %																													
前払金支出割合 区 分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下																									
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																									
対 象 額	標準一般管理費等率																													
500万円以下	27.00 %																													
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)																													
30億円を超えるもの	18.76 %																													

基準の解説

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>[解] 1 製作原価 1-1 直接製作費 (1) 労務費 機械設備製作工の定義は、下記のとおりとする。 工場において機械設備の製作に従事する者で機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原寸図の作成 b. 原材料への罫書き c. 原材料の切断 d. 部材の溶接 e. 部材の歪み等の矯正 f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工 g. 部材及び製造物等の仕上げ加工 h. 個々の部材等の組立及び仮組立（各種調整を含む） i. 電気部品の取付け、配線 j. 各製作工程における段取り k. 各製作工程における雑役 	<p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行		改 定	備 考																																		
<p>[解] 2 据付工事原価 2-1 直接工事費 (1) 輸送費(修繕工事) 1) 修繕工事の輸送費の積算は、表-1及び表-2による。なお、これにより難しい場合は別途積上げる。 2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">表-1 修繕工事輸送費(沖縄・離島を除く) 本歩掛の適用範囲は、$100 < x \times D$ とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>輸 送 費 [円]</th> <th>「x」の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">河川用 水門設備</td> <td>小形水門 プレートガーダ構造 ローラゲート</td> <td rowspan="2">$(100 < x \times D < 1,500$の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$</td> <td rowspan="6">対象設備質量[t] (適用範囲： $100 < x \times D$)</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造 スライドゲート</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中・大形水門、 堰</td> <td>プレートガーダ構造 ローラゲート</td> <td rowspan="3">$(x \times D \geq 1,500$の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$</td> </tr> <tr> <td>プレートガーダ構造 角落しゲート</td> </tr> <tr> <td>シェル構造ローラゲート</td> </tr> <tr> <td>起伏堰</td> <td>起伏ゲート</td> <td>投影面積$10[m^2/門]$以上は「中・大形水門、堰」、$10[m^2/門]$未満は「小形水門」に準ずる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">ダム用 水門設備</td> <td>放流設備 三方水密ラジアルゲート</td> <td rowspan="8">$y = 44.8x \times D + 116,000$</td> </tr> <tr> <td>四方水密ラジアルゲート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制水設備</td> <td>四方水密ローラゲート</td> </tr> <tr> <td>四方水密スライドゲート</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放流管</td> <td>大容量放流管</td> </tr> <tr> <td>大容量放流管 (整流板のみ)</td> </tr> <tr> <td>小容量放流管</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取水設備</td> <td>直線多段ゲート</td> </tr> <tr> <td>円形多段ゲート</td> </tr> <tr> <td>小容量放流設備用ゲート・バルブ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>$(100 < x \times D < 1,500$の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	河川用 水門設備	小形水門 プレートガーダ構造 ローラゲート	$(100 < x \times D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$	対象設備質量[t] (適用範囲： $100 < x \times D$)	プレートガーダ構造 スライドゲート	中・大形水門、 堰	プレートガーダ構造 ローラゲート	$(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$	プレートガーダ構造 角落しゲート	シェル構造ローラゲート	起伏堰	起伏ゲート	投影面積 $10[m^2/門]$ 以上は「中・大形水門、堰」、 $10[m^2/門]$ 未満は「小形水門」に準ずる。	ダム用 水門設備	放流設備 三方水密ラジアルゲート	$y = 44.8x \times D + 116,000$	四方水密ラジアルゲート	制水設備	四方水密ローラゲート	四方水密スライドゲート	放流管	大容量放流管	大容量放流管 (整流板のみ)	小容量放流管	取水設備	直線多段ゲート	円形多段ゲート	小容量放流設備用ゲート・バルブ	—	ゴム引布製起伏ゲート設備	$(100 < x \times D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$	現行のとおり	
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義																																			
河川用 水門設備	小形水門 プレートガーダ構造 ローラゲート	$(100 < x \times D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$	対象設備質量[t] (適用範囲： $100 < x \times D$)																																		
	プレートガーダ構造 スライドゲート																																				
	中・大形水門、 堰	プレートガーダ構造 ローラゲート		$(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$																																	
		プレートガーダ構造 角落しゲート																																			
		シェル構造ローラゲート																																			
	起伏堰	起伏ゲート		投影面積 $10[m^2/門]$ 以上は「中・大形水門、堰」、 $10[m^2/門]$ 未満は「小形水門」に準ずる。																																	
ダム用 水門設備	放流設備 三方水密ラジアルゲート	$y = 44.8x \times D + 116,000$																																			
	四方水密ラジアルゲート																																				
	制水設備		四方水密ローラゲート																																		
			四方水密スライドゲート																																		
	放流管		大容量放流管																																		
			大容量放流管 (整流板のみ)																																		
			小容量放流管																																		
	取水設備		直線多段ゲート																																		
円形多段ゲート																																					
小容量放流設備用ゲート・バルブ	—																																				
ゴム引布製起伏ゲート設備	$(100 < x \times D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$																																				

(つづく)

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行			改 定	備 考
(つづき)				
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義		
揚排水ポンプ 設備	固定機場	$y=50.7x \times D + 104,000$	対象設備質量[t] (適用範囲： $100 < x \times D$)	現行のとおり
	水中ポンプ (φ400以上)			
	水中ポンプ (φ400未満)	「道路排水設備」に準ずる。		
	除塵設備	$y=52.0x \times D + 145,000$		
ダム施工機械設備	「ダム用水門」、「放流設備」、「制水設備」、 「放流管」、「取水設備」に準ずる。			
トンネル換気 設備	ジェットファン・ ブースタファン	$y=91.4x \times D + 124,000$		
トンネル非常用 施設	消火設備	$y=73.9x \times D + 170,000$		
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	-		
	消雪設備 (ケーシング管・スト レーナ・揚水管)			
	融雪設備			
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y=84.6x \times D + 103,000$			
共同溝付帯設備	$y=215x \times D + 69,000$			
駐車場設備	-			
車両重量計設備	重量計	-		
	軸重計	$y=75.1x \times D + 140,000$		
道路用昇降設備	-			
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	-		
	流木止設備	$y=52.9x \times D + 199,000$		
	係船設備			
遠方監視操作制御設備	$y=22.8x \times D + 99,000$			
鋼製付属設備	$y=33.6x \times D + 46,000$			
(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送 距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。 2. 各算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸 送」を各々算出するものとする。 3. $0 < x \times D \leq 100$ の場合は、表-2により算出するものとする。 4. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事に適用するものとする。 5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表-1及び表-2修繕工事輸送費にて算出を行 うものとするが、設置においては、表-1・5新設工事輸送費にて算出を行うものとする。 6. 算定式が設定されていない工種については、別途積上げるものとする。 7. 新設工事において、分割発注する場合は本歩掛を準用出来るものとする。ただし、ダム用水 門設備、ダム施工機械設備、遠方監視操作制御設備は除く。				

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行	改 定	備 考						
<p>表-2 修繕工事輸送費（沖縄・離島を除く） 本歩掛の適用範囲は、$0 < x \times D \leq 100$ とする。</p> <table border="1" data-bbox="299 233 1308 338"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>輸 送 費 [円]</th> <th>「x」の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全工種 ($0 < x \times D \leq 100$の場合)</td> <td>$y = 693x \times D + 11,352$</td> <td>対象設備質量 [t] (適用範囲：$0 < x \times D \leq 100$)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2. 上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。 3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表-1及び表-2修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表-1・5新設工事輸送費にて算出を行うものとする。</p> <p>(2) 材料費 1) 据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等を行わないものとする。 2) 生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。 ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。 なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上計上不要である。</p> <p>(3) 直接労務費 機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。 現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。 なお、現場代理人もしくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。 a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 個々の機器等の接続及び各種調整 i. 機械設備における総合試運転調整 j. 各据付工程における段取り</p> <p>2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 3) 河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 (2) 現場管理費 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 3) 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。</p>	区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲： $0 < x \times D \leq 100$)	<p>現行のとおり</p> <p>(3) 直接労務費 機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。 現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。 なお、現場代理人もしくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。 a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み i. 個々の機器等の接続及び各種調整 j. 機械設備における総合試運転調整 k. 各据付工程における段取り</p> <p>現行のとおり</p>	
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義						
全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲： $0 < x \times D \leq 100$)						

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行	改 定	備 考								
<p>(3) 据付間接費</p> <p>1) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。</p> <p>2) 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。</p> <p>[解] 3 設計技術費</p> <p>(1) 塗装工事（現場塗替え工事）は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。</p> <p>(2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。</p> <p>[解] 4 一般管理費等</p> <p>(1) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表-3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (%)</p> <table border="1" data-bbox="350 653 1258 884"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>[解] 5 端数処理</p> <p>(1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>(2) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>(3) 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>(4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>[解] 6 材料費等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税相当額を含まないものとする。</p> <p>(1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に108分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。</p> <p>(2) 材料費等 材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 なお、設計単価は、各地方整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に局特別調査単価（臨時調査）、見積りをもとに決定するものとする。 また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難しい場合は事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 局設定単価による場合</p> <p>a. 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する</p>	保証の方法	補正値	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p style="text-align: center;">現行のとおり</p> <p>[解] 6 材料費等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税相当額を含まないものとする。</p> <p>(1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	
保証の方法	補正値									
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04									
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09									
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない									

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>単価である。</p> <p>2) 物価資料による場合</p> <p>a. 1) の方法により難しい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。 ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) 局特別調査単価(定期調査)による場合</p> <p>a. 1) 及び2) により難しい場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によるものとする。 局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、通知する単価である。 (局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)</p> <p>4) 1)、2) 及び3) の方法により難しい場合</p> <p>a. 1)、2) 及び3) の方法により難しい場合は、局特別調査単価(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお、局特別調査単価(臨時調査)は、各事務所において資材価格調査が必要な資材(1事務所のみに必要ときも含む)について行うものとする。</p> <p>b. なお、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。 また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>イ) 調達価格(材料価格×使用数量)が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り(100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査単価(100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上)によるかの判断を行うものとする。 なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。 また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。</p> <p>ロ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>ハ) 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。</p> <p>5) 価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</p> <p>[解] 7 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整</p> <p>(1) 調整対象となる工事</p> <p>1) 調整対象となる工事</p> <p>(イ) 現工事の施工業者と随意契約方式で発注する工事とする。 ただし、上記に該当しない場合でも仮設物(指定仮設物及び当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物)が共用出来る場合は、その部分のみについて調整する。</p> <p>(ロ) 繰越、国庫債務負担行為工事の取扱い</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は、全体工事を対象として調整する。</p> <p>2) 調整の対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。</p> <p>なお、積算体系が異なる異種の工事は調整しない（仮設物が共用出来る場合はその部分のみ調整する）。</p> <p>(2) 共通仮設費の調整計算について</p> <p>1) 積上げ計算部分は、実態に合わせて調整する。</p> <p>2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の共通仮設費率を適用する。</p> <p>3) 率計算部分の調整計算の方法</p> <p>現工事と当該追加工事の共通仮設費を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>(イ) 調整の一般式は、次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \gamma_1) - B \times \gamma_2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の対象額 D : 合算工事の対象額 γ_1 : Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 γ_2 : Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合はゼロ円とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(3) 現場管理費の調整計算の方法</p> <p>1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の現場管理費率を適用する。</p> <p>3) 調整の一般式は、次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \beta_1) - B \times \beta_2$ <p>A : 当該追加工事の現場管理費 B : 現工事の純工事費 D : 合算工事の対象額 β_1 : Dに相当する主たる工種の現場管理費率 β_2 : Bに相当する現工事の工種の現場管理費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合はゼロ円とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(4) 設計技術費の調整計算の方法</p> <p>設計技術費の積算に当たっても、(3)現場管理費と同じ扱いとする。</p> <p>(5) 一般管理費等の調整計算の方法</p> <p>現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。</p> $A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1 \times \gamma_1) - (B \times \alpha_2 \times \delta_2 \times \gamma_2) + C \times \beta$ <p>A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持費等の費用を含む) C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 α_1 : Dに相当する標準一般管理費等率 α_2 : Bに相当する標準一般管理費等率 β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p> γ_1 : Dの機器単体費補正係数 γ_2 : Bの機器単体費補正係数 δ_1 : 前払金支出割合による補正係数 現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 δ_2 : 現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。 </p> <p>[解] 8 連続発注工事における工数補正 同一形状・規格・同施工現場のものを連続（同一年内）して同一業者に随意契約方式により別途工事として発注する場合は、製作工数について必要に応じ製作数による補正（同一年内の製作数を加えた補正）を行うものとする。 なお、据付工数については、同時期・現場、同等規模・形式の場合のみ補正するものとする。</p> <p>(1) 製作工数 追加工事の製作工数 = $Y \times (A + B) \times \alpha_1 - Y \times A \times \alpha_2$ Y : 標準工数（1門又は1台当り工数） A : 前工事の数量（門又は台数） B : 追加工事の数量 α_1 : 数量（A+B）に対応する工数補正率 α_2 : 数量Aに対応する工数補正</p> <p>(2) 据付工数 製作工数と同様に補正する。</p> <p>[解] 9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合 土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と合算する。 なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。</p> <p>[解]10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整</p> <p>(1) 共通仮設費調整計算の一般式 $A \leq D \times \beta_1 - B \times \beta_2$ A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β_1 : Dに相当する改正基準による共通仮設費率 β_2 : Bに相当する改正基準による共通仮設費率</p> <p>(2) 現場管理費 現場管理費の積算に当たっても、(1) 共通仮設費と同じ扱いとする。</p> <p>(3) 設計技術費 設計技術費の積算に当たっても、(1) 共通仮設費と同じ扱いとする。 なお、現工事の設計技術費対象額は、改正基準による設計技術費対象費目により、算出するものとする。</p> <p>(4) 一般管理費等 $A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1 \times \gamma_1) - (B \times \alpha_2 \times \delta_2 \times \gamma_2) + C \times \beta$ A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価 C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 α_1 : Dに相当する改正基準による一般管理費等率 α_2 : Bに相当する改正基準による一般管理費等率</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通基準の解説【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p> β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 γ_1 : Dの機器単体費補正係数 γ_2 : Bの機器単体費補正係数 δ_1 : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 δ_2 : 現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。 (5) 設計変更について 旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。 </p>	<p> 現行のとおり </p>	

第Ⅱ編 機械設備点検・整備積算基準

第1章 一般共通

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 一般共通</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。</p> <p>ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析*を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。</p> <p>（※オイル等の簡易的な分析等）</p> <p>また、上記設備の点検と同時に行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第I編機械設備工事積算基準」によるものとする。</p> <p>なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。</p> <p>2 点検・整備費の構成</p> 	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>3 点検・整備費の費目 点検・整備に係る積算の各費目は、次のとおりとする。</p> <p>3-1 点検・整備原価</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費 設備の点検・整備に際して直接消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用である。 (部品の例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>潤滑油、作動油、各種軸受（ベアリング、ピローユニット等）、水密ゴム、オイルシール、各種ストレーナ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト・ナット、弁及び管継手等</p> </div> <p>2) 補助材料費 設備の点検・整備に際して補助的に消費され、作業過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。 (補材材料の例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>接着材料、ハンダ、油脂類（洗浄油、雑油等で潤滑油及び作動油を除く。ただし、軸受給油等の少量の油脂類は含む。）、くぎ、ウェス、サンドペーパー、筆塗程度の塗料等</p> </div> <p>(2) 直接経費 点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費に要する費用である。</p> <p>1) 水道光熱電力料 点検・整備を実施するために必要とする電力料等である。</p> <p>2) 機械経費 設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費及び仮設材の損料の合計額である。</p> <p>3) 特別経費 点検・整備に係る材料分析等に必要とする特別費用である。</p> <p>4) 交通管理費 設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用である。</p> <p>(3) 直接労務費 点検・整備に直接従事する作業員に対して支払われる賃金である。 (直接工の例) 点検整備工、普通作業員等 点検整備工…直接点検・整備に従事する工具 普通作業員等…設備周辺の除草、排泥、清掃等を行う現地採用の作業員</p> <p>(4) 塗装費 点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。</p> <p>(5) 共通仮設費</p> <p>1) 運搬費 点検・整備に使用する機械器具、仮設材（足場等）の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。</p> <p>2) 派遣費 点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、宿泊費、賃金、間接費である。</p> <p>3) 宿泊費 点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。</p> <p>4) 安全費 当該業務の安全施工に必要な安全管理及び安全施設等に要する費用である。</p> <p>5) 技術管理費 点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。</p>	<p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考
<p>(6) 現場管理費 点検・整備に当って、現場を管理するために必要な経費である。</p> <p>「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓練費、工場・発注者・本支店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない水道光熱電力料、保険料、現場での交際費、雑費等</p> <p>(7) 点検整備間接費 点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費用である。</p> <p>「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者（管理技術者を含む）の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、退職金、旅費交通費、会議費、交際費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、図書費、不動産賃借料、保険料、租税公課、事務用品費、雑費等</p> <p>3-2 一般管理費等 「一般管理費（企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用）」及び「付加利益」である。</p> <p>「一般管理費」の項目は、役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職金、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、交際費、不動産賃借料、保険料、減価償却費、動力用水光熱費、調査研究費、寄附金、租税公課、広告宣伝費、契約保証費、雑費等 「付加利益」の項目は、法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、内部留保金、支払利息割引料、支払保証料、その他営業外費用等</p> <p>3-3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。</p> <p>3-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。</p> <p>4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>4-1 点検・整備原価</p> <p>(1) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。</p> <p>(ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。</p> <p>なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。</p> <p>(ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とする。</p> <p>(ハ) 補助材料費率は、表-1・1のとおりとする。</p>	<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定	備 考
表-1・1 補助材料費率 (%)				
機械設備名		補助材料費率		
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート	4	
		ゴム引布製起伏ゲート	4	
	樋門樋管ゲート		3	
ダム用水門設備		4		
揚排水ポンプ設備		3		
トンネル 換気設備	送（排）風機		2	
	ジェットファン		2	
非常用施設		2		
道路排水設備		2		
消雪設備		2		
<p>(2) 直接経費</p> <p>1) 直接経費の積算は、[(点検整備工費)×(直接経费率)+(積上げ積算による直接経費)]とする。</p> <p>2) 直接経费率による直接経費は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。</p> <p>(ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。</p> <p>3) 直接経费率は、表-1・2によるものとする。</p> <p>4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>(イ) 高所作業車、発動発電機(排出ガス対策型)、洗浄機等の損料等、及び仮設材(足場等)の損料等とする。</p> <p>(ロ) 水道光熱電力料及び特別経費。</p> <p>(ハ) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金等の資料により決定するものとする。</p> <p>なお、機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。</p> <p>(二) 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用。</p>			<p>現行のとおり</p>	

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																																
<p>表-1・2 直接経費率 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">機械設備名</th> <th>直接経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用 水門設備</td> <td>河川用 水門・堰設備</td> <td>鋼製ゲート 8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴム引布製起伏ゲート 8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>樋門樋管ゲート 10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム用水門設備</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル 換気設備</td> <td>送(排)風機</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非常用施設</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消雪設備</td> <td>井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>散水配管</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	機械設備名		直接経費率	河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート 8		ゴム引布製起伏ゲート 8		樋門樋管ゲート 10	ダム用水門設備		8	揚排水ポンプ設備		7	トンネル 換気設備	送(排)風機	15	ジェットファン	15	非常用施設		14	道路排水設備		10	消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備	4	散水配管	23	<p>現行のとおり</p>	
機械設備名		直接経費率																																
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート 8																																
		ゴム引布製起伏ゲート 8																																
		樋門樋管ゲート 10																																
ダム用水門設備		8																																
揚排水ポンプ設備		7																																
トンネル 換気設備	送(排)風機	15																																
	ジェットファン	15																																
非常用施設		14																																
道路排水設備		10																																
消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備	4																																
	散水配管	23																																
<p>(3) 直接労務費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 直接労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、公共事業企画調整課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。 普通作業員の賃金は、各地整統一単価を適用する。 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 <p>(イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域)における冬期屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。</p> <p>(4) 塗装費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。 3) 塗装面積1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 <p>(5) 共通仮設費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。 2) 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。 対 象 額 = 直接点検・整備費 + (無償貸付機械等評価額 + 支給品費) 共通仮設費(率分) = 対象額 × 共通仮設費率 ただし、共通仮設費率は、表-1・3によるものとする。 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。 																																		

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考																											
<p>3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を採用し、設備毎の共通仮設費（率分）を単純合算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1・3 共通仮設費率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="350 296 1258 831"> <thead> <tr> <th colspan="2">機械設備名</th> <th>共通仮設費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用水門設備</td> <td>河川用 鋼製ゲート</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>水門・堰設備 ゴム引布製起伏ゲート</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>樋門樋管ゲート</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム用水門設備</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル換気設備</td> <td>送（排）風機</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非常用施設</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 運搬費 運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。</p> <p>5) 派遣費 (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 (ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。 (ハ) 賃金は、(3)によるものとする。 (ニ) 点検整備間接費は、(賃金)×(点検整備間接費率)とし、点検整備間接費率は、表-1・5のとおりとする。</p> <p>6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。 ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。</p> <p>7) 安全費 (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。 c 安全委員会等に要する費用。 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。</p>	機械設備名		共通仮設費率	河川用水門設備	河川用 鋼製ゲート	19	水門・堰設備 ゴム引布製起伏ゲート	19	樋門樋管ゲート	20	ダム用水門設備		19	揚排水ポンプ設備		21	トンネル換気設備	送（排）風機	16	ジェットファン	39	非常用施設		27	道路排水設備		35	<p>現行のとおり</p>	
機械設備名		共通仮設費率																											
河川用水門設備	河川用 鋼製ゲート	19																											
	水門・堰設備 ゴム引布製起伏ゲート	19																											
	樋門樋管ゲート	20																											
ダム用水門設備		19																											
揚排水ポンプ設備		21																											
トンネル換気設備	送（排）風機	16																											
	ジェットファン	39																											
非常用施設		27																											
道路排水設備		35																											

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行	改 定	備 考						
<p>(ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。 b 酸素欠乏症の予防に要する費用。 c 粉塵作業の予防に要する費用。 d 高圧作業の予防に要する費用。 e 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。 f バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用。 g その他現場条件等により積上げを要する費用。</p> <p>8) 技術管理費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>a 点検・整備における工程管理に要する費用。 b 点検・整備における出来形管理に要する費用。 c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要写真管理に要する費用。 d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。 e その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用。</p> <p>(ロ) 積上げ積算による技術管理費は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>(6) 現場管理費</p> <p>1) 現場管理費の積算は、(純点検・整備費)×(現場管理費率)とする。 2) 純点検・整備費とは、[材料費+直接経費+直接労務費+塗装費+共通仮設費(派遣費を除く)]とする。 3) 現場管理費率は、表-1・4によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1・4 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="344 1010 1267 1241"> <thead> <tr> <th>純点検・整備費</th> <th>現場管理費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>20.21%</td> </tr> <tr> <td>300万円を超えるもの</td> <td>$J = 51.89N^{-0.06322}$ ただし、J：現場管理費率 N：純点検・整備費(円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Jは小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p>(7) 点検整備間接費</p> <p>1) 点検整備間接費の積算は、(点検整備工費)×(点検整備間接費率)とする。 2) 点検整備間接費率は、表-1・5のとおりとする。 3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の点検整備間接費率は、設備毎の点検整備間接費率を採用し、設備毎の点検整備間接費を単純合算するものとする。</p>	純点検・整備費	現場管理費率	300万円以下	20.21%	300万円を超えるもの	$J = 51.89N^{-0.06322}$ ただし、J：現場管理費率 N：純点検・整備費(円)	<p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	
純点検・整備費	現場管理費率							
300万円以下	20.21%							
300万円を超えるもの	$J = 51.89N^{-0.06322}$ ただし、J：現場管理費率 N：純点検・整備費(円)							

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行			改 定	備 考																						
<p>表-1・5 点検整備間接費率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機械設備名</th> <th>点検整備間接費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用水門設備</td> <td>河川用 鋼製ゲート</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>水門・堰設備 ゴム引布製起伏ゲート</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>樋門樋管ゲート</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム用水門設備</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トンネル換気設備・非常用施設</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			機械設備名		点検整備間接費率	河川用水門設備	河川用 鋼製ゲート	110	水門・堰設備 ゴム引布製起伏ゲート	110	樋門樋管ゲート	100	ダム用水門設備		110	揚排水ポンプ設備		160	トンネル換気設備・非常用施設		160	道路排水設備		100	<p>4-2 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。</p>	
機械設備名		点検整備間接費率																								
河川用水門設備	河川用 鋼製ゲート	110																								
	水門・堰設備 ゴム引布製起伏ゲート	110																								
	樋門樋管ゲート	100																								
ダム用水門設備		110																								
揚排水ポンプ設備		160																								
トンネル換気設備・非常用施設		160																								
道路排水設備		100																								
<p>表-1・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検・整備原価</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>19.37%</td> </tr> <tr> <td>50万円を超えるもの</td> <td>$G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>			点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	19.37%	50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)	<p>4-2 一般管理費等</p> <p>(1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。</p>																	
点検・整備原価	標準一般管理費等率																									
50万円以下	19.37%																									
50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)																									
<p>4-3 技術調査費</p> <p>技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。</p> <p>(1) 旅費、日当、宿泊費は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。</p> <p>(2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。</p> <p>(3) 間接費は、「4-1(7)点検整備間接費」に準ずるものとする。</p> <p>(4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。</p>			<p>表-1・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検・整備原価</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>25.55%</td> </tr> <tr> <td>50万円を超えるもの</td> <td>$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	25.55%	50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)																	
点検・整備原価	標準一般管理費等率																									
50万円以下	25.55%																									
50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)																									
<p>4-4 消費税等相当額</p> <p>消費税等相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p>			<p>4-5 支給品の取扱い</p> <p>(1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。</p> <p>(2) 支給品の現場間接費に対する取扱いは、次による。</p> <p>1) 直接材料は、全額を現場間接費算定の対象とする。</p> <p>(3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。</p>																							
<p>4-5 支給品の取扱い</p> <p>(1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。</p> <p>(2) 支給品の現場間接費に対する取扱いは、次による。</p> <p>1) 直接材料は、全額を現場間接費算定の対象とする。</p> <p>(3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。</p>			<p>現行のとおり</p>																							

令和2年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行		改 定			備 考
4-6 各間接費等の項目別対象表					
表-1・7 各間接費等の項目別対象表					
項 目	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等		
材料費	○	○	○		
直接経費	○	○	○		
直接労務費	○	○	○		
塗装費	○	○	○		
共 通 仮設費	派遣費	×	○		
	派遣費以外	—	○	○	
現場管理費	—	—	○		
点検整備間接費	—	×	○		
支給品費	直接材料	○	○	×	
無償貸付機械等評価額	○	○	×		
○：対象とする ×：対象としない					
				現行のとおり	